

総務文教常任委員会

平成24年5月15日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年5月15日(火) 午後2時00分 開会
午後2時58分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	辻村	美智子
委員	中川	佳三
〃	春木	孝祐
〃	朝岡	佐一郎
〃	阿古	和彦

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	岡本	吉司
〃	吉村	優子
〃	白石	栄一

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長	杉岡	富美雄
教育長	大西	正親
総務部長	河合	良則
教育部長	中嶋	正英
教育総務課長	西川	信明
〃 補佐	高津	和司
学校給食センター所長	松田	和男

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田	馨
書記	西川	育子
書記	山岡	晋

7. 協議案件

所管事項の調査について

- (1) 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて
- (2) 葛城市学校給食センターについて

開 会 午後2時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

本日、総務文教常任委員会、招集させていただきましたところ、全員ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の案件は、調査案件であります、新庄小学校附属幼稚園、また葛城市学校給食センターということで、学校教育、子どもたちに関するところ、市民からまた我々議員も関心の高いところであろうかと思えます。どうぞ慎重に審議いただくことをお願いして、あいさつとさせていただきます。

委員外議員の出席者の紹介をいたします。白石議員さん。岡本議員さん。吉村議員さんです。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、発言されるようお願いいたします。また携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえられるようお願いいたします。

それでは、ただいまより協議案件に入ります。

所管事項の調査について、(1)新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。本件につきましては、お手元にお配りしておりますように、新庄幼稚園園舎の建替えに係る設計図基本プラン3案を用意いたしております。それぞれの案につきまして、説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。それでは、理事者側の説明を求めます。課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくようお願いいたします。新庄幼稚園の基本プランについてを先に説明させていただきます。ただし、当初に今現在の園舎についての情報を先に説明させていただきます。今の旧園舎の面積は2棟ある中で、南棟と北棟と合わせて627平方メートル、リズム室が259平方メートル、旧運動場の面積が南側が675平方メートル、中庭が345平方メートルになっております。これが今の現況の園舎の面積なり運動場の面積になります。

お手元にお配りしておりますプランの方ですねけども、1、2、3とございますけども、ちょっと方角が入っておりませんで申しわけございません。全部、方角同じで、横に開いていただきまして、右側が給食センター、新庄小学校になります。こっちが北側になります。上の方、中道・諸鉾線と書いてある部分が西側になります。左側が南で個人住宅の建っている部分となり、下の方は市道という形になります。赤の線が入っておるのが、今現在の旧園舎の建物でございます。斜線の入っている部分、これが既存建物として遊戯室として建っている部分でございます。

それでは、1のことについてを説明させていただきます。一応1の部分について、登園口が右側のインとなっております。ここ今現在も入り口がありますけども、ここを入り口としてさせてもらおうと思っております。園舎につきましては、総面積が1,261.404平方メートル。運動場が1,144平方メートルになります。教室は基本的に3案とも5教室ということで考え

ておりまして、あと職員室なり、子育て、絵本の部屋、会議室、多目的室をプランによりまして配置を変えておりますが、基本的にはそういう部分になります。あと、給食保管室とかが必ず要りますのでそういう配置になります。きょうこれを説明させてもらっている中で、旧園舎をそのまま使って建てるということで、当然メリット・デメリットが出ますので、そのメリット・デメリットも含めて説明をさせていただきます。

教室数は全部同じですので、1、2、3とも教室数はそのまま見ていただければいいと思います。1の方につきましてメリットでございますけども、1につきましては運動場に建てますので、これにも解体が伴いますけども、絵本室のみの解体となって、新しい園舎が完成するまで、古い園舎の教室がそのまま使えて、園児がそのまま園生活を送れる。園舎が東西になるために季節の変化による気温の変化の差が少なく過ごしやすい。職員室から園児登園門や運動場がよく見渡せるため、不審者の侵入に対する対応等が迅速に行える。登園後も門を通過して、園児がすぐ教室に入りやすい。遊戯室と園舎が完全につながっているために、遊戯室と教室の移動が雨天などを気にしなくてよくなる。職員室から幼稚園の入り口が見やすく安全面での管理が容易である。入り口が北側になるために、西側が園舎でふさがれ西の道路からの侵入者を防ぐことができる。これが1のプランのメリットということになります。

デメリットといたしましては、工事の際に絵本室を解体しなければならない。運動場が真四角にならない。南側の住居が存在するために東側の3教室の園児の声が外に漏れやすくなる。同じく南側に住居が建っているために、東側の3教室について日当たりが悪くなる可能性がある。遊戯室の左の教室については、2教室に朝日が教室に入るため夏は朝から教室が暑くなる。これがちょっとデメリットとして考えられる部分でございます。以上が1のプランのメリットとデメリットということでございます。

続きましてプラン2でございます。プラン2も位置関係は右が新庄小学校で、上が中道・諸鉄線、左側が南となります。教室数とかはプラン1と同じで5教室と多目的ホール、読み聞かせ室及び職員室となります。園舎の面積は1,198.350平方メートル。運動場は1,120平方メートル。ただし、これは右の方の赤い旧園舎の方が取り壊しになると、ここがあきまますので、ここの平米数が189平米ほどあくという形になります。

この2のプランについてのメリット・デメリットでございますが、メリットといたしましては、古い園舎を解体せずに改築ができるため、新しい園舎が完成するまで、古い園舎でそのままの園生活を送れる。運動場が真四角にとれるため広くて使いやすくなる。南側の住宅と離れるために教室にいるときは園児の声が住宅に漏れる心配がない。職員室から教室を見るときに一方方向に教室と運動場を見渡せるため安全管理が容易である。この辺がメリットとなります。

デメリットといたしましては、今、現在もそうなんですけども、遊戯室の下側の部分が右左に通るときと上下に通るとき、上下に通るときは上履き通行になるんですけども、右左に通るときは下履き通行になりますので、下履きと上履きの区別がつきにくくなる。職員室から幼稚園への入り口方向と運動場、教室の方角が逆になるため、不審者の侵入に気づきにくい可能性がある。これ全部下側にとりか、東側にあるために、朝日が教室内に入るため、

夏は朝から教室が暑くなる可能性がある。古い園舎の解体後に北側、向かって右の方に、デッドスペースができる。現在も同じですけども、運動場の園児の声や運動場への放送が近隣に響きやすい。これがデメリットということで、プラン2のデメリットになります。

続きましてもう一枚めくっていただいて、プラン3でございます。位置関係は先ほどと同じでございます。園舎の面積は1,213.950平方メートル。運動場が1,120平方メートルですが、左の下にあきスペースができますので、これが323平方メートルありますので、合計運動場は1,443平方メートルになります。

このプランに対するメリット・デメリットでございますが、メリットとしてはプラン2と同じように運動場が真四角にとれるため広くて使いやすい。南側の住宅と離れるため、教室にいるときは園児の声が住宅に漏れる心配がない。幼稚園の敷地内でデッドスペースが発生しないため、敷地の有効利用ができる。この辺のことがメリットとなります。

デメリットといたしましては、先ほどの遊戯室から職員室というか、東側に渡る上下の通行と右左の通行が交差するために、上履き通行の部分と下履き通行の部分の区別がつきにくくなる。職員室から幼稚園への入り口と運動場、教室の方向が逆になるために不審者の侵入に気づきにくい可能性がある。朝日が下の3教室に入るため、夏は朝から暑くなる可能性がある。運動場の園児の声や運動場への放送が近隣に響きやすい。以上のようなメリット・デメリットがそれぞれ3案について考えられます。

それぞれの案について既存建物のリズム室を生かした園舎建築を考え、設計をしておりますし、既存園舎を一部取り壊しますが、できるだけ園児が今の園舎で園生活を送れるような方法で、また安全面や周辺地域への騒音等を考えた中での設計といたします。3月から基本プランの案について検討を重ねてまいりました結果、今回提示いたしました3つの案に絞り込みました。

今回3つの案につきましては、5月の教育委員会で検討いたしまして、きょうの総務文教常任委員会に提示をさせていただいております。なおそれぞれの基本プラン案については現場、新庄幼稚園の意見を反映させておりますし、教育委員会も一緒に検討を重ねてまいりました中で、この基本プラン1の基本設計が園児に負担が少なく、園児として使い勝手のいい、また運動場も広く使えて安全面に配慮できるプランとして考えておりますが、委員皆様の意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、このことについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。阿古委員。

阿古委員 いろいろ聞かせていただいたんですけどね、まず教えていただきたいのが、今現在の園児の数、それと今現在何教室あるのか、まずそれ聞かせてもらえますか。

藤井本委員長 課長。

西川教育総務課長 一番最新しかございませんけども、4歳児が63人で2学級、5歳児が43人で2学級、旧園舎の方につきましても4学級しか使っておりませんが、絵本室はもともと1学級増えたときに使うという用意で5つの教室があるという形にはなっております。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 4歳が2学級、5歳が2学級の4学級、今、現在ですね。それでまず確認しておきたいのが、當麻地区の幼稚園では3歳児受け入れてますね。それで基本的な考え方として、新庄地区の幼稚園は3歳児を受け入れていく方向なのか、いえいえ、もう3歳児は受け入れないんだと、4歳児・5歳児だけでいくのやというのか、それをまず聞かせてください。

藤井本委員長 教育長。

大西教育長 新庄地区の3歳児につきましては、確かに一部どうやというようなご要望もないことはございませんけれども、前もそういう質問にお答えさせていただきました。新庄地区につきましては、就学前教育につきましては、私立の方が先行的に深くかかわっていただいているという部分がございます。そういう中で、新庄幼稚園だけに限らず、例えば忍海と新庄北幼稚園につきましては、スペースの関係上、今のところ3歳児保育ということを検討しますとそれらの課題が出てまいります。ただ、今後、どういう状況が考えられるかわかりませんが、今の時点では教育委員会としましては、3歳児保育を実施していくということを検討するということには至っておりません。ただ、しかし、将来的にまた時代の変化等あった場合には、ほか2つの園の教室等の面でも確保しなきゃならないというようなこともそれはあるわけがございます。そういうことも含めまして、新庄幼稚園につきましては、これまでも5教室というものは設置されてきたというところがございます。繰り返すことになってしまいますけれども、現在のところ新庄地区幼稚園につきましては3歳児保育を実施するというところについて検討するということは、今、考えていないというところがございます。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 私学、私立の幼稚園、保育所があるということですね。それから保育所というのは当然、3歳児からじゃなくて0歳児から受け入れているわけですね。厚労省の管轄とそれと文科省の管轄の違いですな、おっしゃっていることはね。そやから、3歳児の受け入れは今のところ、文科省としての幼稚園としては、受け入れる考えはないんだということですね。

というのはね、それがものすごい影響するんですよ。というのは、磐城幼稚園もよくご存じだと思いますけど非常に狭い。教室を拡張はしたんやけど、3歳児の保護者の方の要望が非常に強くなって、それで数も非常に多くなって、非常に手狭になっている現状があるわけですよ。そやから、将来的にそれをどうするのかというのは、この時点である程度決めておかないと、これ、もし3歳児受け入れた場合に5教室でいけるのかということになるとね。人口比率から言うと当然當麻地区でも公立の保育所があるわけですから、その中でも3歳児も全て受け入れているわけで、それから考えると、もし将来的に3歳児を受け入れるという可能性があるんやと5教室では厳しい可能性もあるわけですね。

そうすると、とりあえず5教室でスタートした後に、今度不足したらその教室を足さないといけないということが起こってきますからね。そうすると、今、現在は建てなくても、足すためのスペースとしてどの辺が使えるのかということも、やはり当初の設計の中で考えておかないと。この設計でいきました、いったけど、新しくそういう方向転換というか、方針転換があったときに、いや、もうこれ、建てるスペースありませんねんというわけにはいか

ないですからね。そやから、その辺も加味してやはり図面を引く必要があるのと違うかな。今現在はっきりしないのであれば、そういうことも加味する必要があるのと違うかなというのが、見させてもらったときの感覚なんです。今の僕の質問は今回とりあえず置きます。

藤井本委員長 ほかにございませんか。春木委員。

春木委員 メリット・デメリットの説明の中で、住宅の方に園児の声が漏れやすいとかいう話が出ていますが、基本的には窓をあけて、空調も含めてどんな環境になっているのか。園児の声が漏れるというのは、実際、かなり、住宅にお住まいの方に迷惑がかかっていくのか、そのあたりをちょっとご説明願いたい。

藤井本委員長 課長。

西川教育総務課長 園児の声が漏れるという中では、今、教室の使い方としては、扇風機がありますので、風の流れをよくするために、窓はあいております。だから、教室にいるときに騒いでいるばかりじゃないですけども、ピアノをやって歌を歌っているときとかのいう部分のときに、漏れやすいという形にはなると思っています。ただ、1プランの方で教室が漏れやすいという部分は個人住宅が真横に建っておりますので、そういうことが考えられるんじゃないかなということで、2、3については運動場の方が個人の住宅に近いので、2、3の個人の住宅の方については、今現在は直接「運動場やかましい」という苦情は全然聞いておりません。それは幼稚園にも確かめております。ただ、それは聞いてないからじゃないしに、園児のことやさかいというて、付近ご近所の方がやっぱりそれは抑えてくれているんじゃないかなという解釈には立っていますけども。今度する場合に放送設備も確かめたんですけども、個人住宅の方を向いているんで、これをもし2プラン、3プランになる場合でも、やっぱりそういうことも最初に考えてもらわないかんのちゃうかなと思う中で、やっぱり1プランになっても建て方のときに、最初に教室が個人住宅の方にあったやつを、わざわざ廊下をつかって隔てたりしてちょっと配慮をさせてもらっているんで、やっぱりそれはでき得る限りの配慮をさせてもらうという中で、考えられるけどもという形にはなっております。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかにございませんか。朝岡委員。

朝岡委員 今、3つの案でご説明願いましたが、真ん中の案が一番、先ほどのメリットの面では、解体する必要が余りない、従来の園舎で新園舎がある程度の完成を見るまで子どもたちは赤枠の旧園舎の中で幼稚園に通園できるというのがメリットとおっしゃっていました。例えば、1つ目の案であるとか3つ目の案であるとかの場合は、当然これ既存の園舎を建て替えて、壊してというようなことになりますけれど、こうした場合何か安全対策とかね、そういった面ではどのように、この1案なり3案なりの場合は、今、使用している園舎を取り壊すということから始めなきゃということですのでね。その完成を見る間、子どもたちの学習環境というんですか、それはどのようにお考えいただいているのか。何かこの案になった場合、じゃ、どうするんやということはお考えいただいているんでしょうか。

藤井本委員長 課長。

西川教育総務課長 具体的にというか、私らもそういう議論をしたんですけども、最初のときに2工

事の方法をとって、壊さんと運動場の部分だけ建てて、後から継ぎ足すという案も考えたんですけども、設計者の方に聞いてみますと、それをやるとレベルはちゃんととるんやけども、ちょっとつなぎ目でいろいろな障害が起こったりするということにもなるんで、なるべくなら弊害があるかもわかりませんが、壊して建てたいという部分の中で、やっぱりこの1プランは絵本室ですね。3プランは旧の北の校舎になるんですけども、壊すんですけども、3プランについては、仮園舎が必要じゃないかな。3プランの中の絵本室は今まで教室に使ったことがあるんで、2教室の分の1教室分は仮園舎という部分になると思います。

(「絵本室というのがわからへん。どこか。」の声あり)

西川教育総務課長 済みません。絵本室というのは遊戯室の真横の部屋が絵本室です。斜線の引いてある左側が絵本室になります。ここは絵本室といって教室には今は使っておりません。1プランはこの部分だけを取り壊すので園児の教室には支障はないから、取り壊した部分の中で柵なりして、安全対策をとっていけるかなとは思っているんですけども、3プランの方につきましては1教室分が、先ほどの遊戯室の横に1教室だけあるんで、それを設けても1教室分仮園舎を設けなければならないかなという、今のところはそこまで考えております。

藤井本委員長 朝岡委員。

朝岡委員 今ご説明いただきましたけれども、真ん中のプランですと、ほぼ仮、プレハブ等の園舎を建てずに、このままで園舎は新しい校舎に移ってからまた壊せるという、これがまあ利点といえば、安全面からすると、今の状況でいうとこれが非常にそういう意味ではすぐれているというふうなことですが、1番目、3番目については、おっしゃたように一部取り壊しをせないかん。そうすると当初、この隣地をお借りできる云々という話の中にもありましたように、もともといずれにしても建て替えるということですから、プレハブ等の園舎をしばらく建てないかんということは、これはつなぎ目等の構造的なこともあって1案にしても3案にしても、そういうプレハブを建てるということですか。

藤井本委員長 はい、部長。

中嶋教育部長 1案につきましては、絵本室の方は解体するようなことになりますけれども、教室は4教室ですので、園児の教室についてはそのまま残りまして、仮園舎を建てる必要はございません。3案の場合のみ1教室だけプレハブといいますか仮園舎を建設する必要があるというようなことになるということでございます。1案についても仮園舎は要らないということでございます。

藤井本委員長 朝岡委員。

朝岡委員 えらいすいません。認識をちょっと逆にとっておりました。いずれにしても3番目の案が一番この仮園舎を建ててする必要がある。ということでしたらね、一番やはりこの辺のところ、同じ敷地内で工事はする、仮園舎をつくる、解体をするというようなことになると、一番安全面を重視していただくということ、その辺のところも十分話し合いの中に考慮していただいて、今、他の委員もおっしゃったようなことも含めて、検討に加えていただきたい、このように思うところでございます。

藤井本委員長 ほかにございませんか。中川委員。

中川委員 今、課長の方から説明を聞かせてもらったんですが、この図面3案の分、現場は見てますか。現場ってわかりますよね。現場の方の意見としてどれが一番いいという、こういうのをしてほしいと。というのは、ここにいてる人間だれも使わんでしょ。想定するだけでしょ。使う者いますか。その者よりも、現場の意見を聞いてもらって、ある程度加味してもらったら使いやすい。また子どもの安全性、さっきから課長、何回も何回もどうやって侵入者どうのこうのと、その話よりも現場がどういうふうにしたら、子どもの安全性を守って、使いやすいものかという意見は聞いてもらってますね。

藤井本委員長 西川課長。

西川教育総務課長 一番最初の第1回目の検討をするときに、幼稚園からこういうことを加味してほしいという、きっちりした要望書ではないんですけども、紙でもらっております。それをもろって、その中でそれを全部検討した中で、設計者さんとも検討をして、3者で必ず、検討は、3者、設計者と幼稚園、幼稚園はもちろん園長と主任とうちとの3者で協議しております。設計者とうちだけでという打ち合わせは1回もありませんから、必ず幼稚園には出ていただいておりますから、幼稚園の要望というのは全部入っておるはずですよ。

藤井本委員長 教育長。

大西教育長 この基本はあくまで基本設計でございますので、今、課長が言いましたように、ここへいくまでに設計者にはいろんな情報を提供させていただいて、まず基本的な構想を立ててほしいと。そのことにつきましては、今、課長が言いましたように、幼稚園としてはまずこういう施設が欲しいとかいうのを、希望を聞かせていただいて、事務局としては整理して設計屋さんをお願いしたのが3つでございます。

もちろん私どもとしましては、最終的には、今、委員がおっしゃっていただきましたように、現場が使いやすいという、これが第1でございますので、当然この3つの案を現場へ幼稚園へ示させていただきまして、その中で課長が先ほど言いましたメリット・デメリット、あの情報はほとんどが、幼稚園、現場の意見でございます。その中でこの第1案、幼稚園としては一番でき上がったとき使いやすい、一番いいだろうという意見を幼稚園からいただいて、私どもとしましては、それをもとに教育委員とも協議したのが、きょうこの総務委員会に、1ということで、教育委員会としてもできたら進めさせていただきたいと、こういうことの提案をさせていただいてるところでございます。

藤井本委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。先ほど質問させてもらった部分で、現場の方、一番懸念をしたのは、行政サイド、現場及び設計者、この3者が打ち合わせを事前にしてもらって、出た結果がこれで、これで検討するならいいんですけどね、これは行政サイドと業者の方で話して、これから現場へ見せますということがもしあったらね、先に聞くのが現場やろと。使う人間に聞いたって初めて、生きてくると、同じ建てるならね、それでちょっと聞いたわけなんですけれど。そこで今、教育長おっしゃったように、今の段階では、この基本プラン1、これが1番案なんですか。これに、さっきおっしゃったデメリットの面、これはクリアできますか。このグラウンドですね、運動場、これがいびつな形になると、特に、去年ですか、新庄幼稚園の運

動会、これ、開会式に行かせてもらったときに、運動場が狭いと、また次は広い運動場にしたいなというようなあいさつもあったので、それを見ていったら、これで去年おっしゃったことが対応できるんかないのをちょっと懸念するんです。デメリットを克服できるかというのは、その面なんですよ。園舎とかまた、各部屋とかちょっと日当たりが悪くなるというのはわかりますねけど、一番メインとしては年に1回の運動会、これが支障なしでできるのかというのがちょっとひっかかるものでね。去年の秋に言った言葉がこれでクリアできたらいいんですけど、面積的にはさっきおっしゃった面積があるから相当な広さになると思うんですけれども、現実には何せ目で見えてないものでね、何か言っとったん、こんな面積かいということにならんようにだけ考慮をお願いします。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 僕が今までの知識の中で、間違ってたのかどうかと思ってちょっと考えてたんですけどね、教室があって廊下ありますよね。それで、どこの学校もせやねんけども、廊下が教室の北側にとられている。例えば今の忍海小学校もそうかな、新庄中学校もそうやし、当然、白鳳中学校も磐城小学校も當麻小学校も多分そうやと思うんですよ。それでね、子どものころから何でかなというのがあるって、それであるとき聞いてたら、日当たりのいい方を教室にして、日陰の方を廊下にしますというのがね、ずっとそれで僕は覚えてきたわけなんですよ。

今はできるだけ1案でという方向で詰められてるみたいなんでね、気になるのはその点なんですよ。教室が多分明るい方で、それで日陰の方が廊下になるという。グラウンドの位置も南にあるところが多いのかな。南もしくは東にあるところが多いようでね。文部科学省の建物というのはそういう指導があるのかどうか知らへんけど、意外とそういう建て方が多いんですね。それで、今回これ、1案で図面を見ると、気になるのが教室が北側ですね。それで、廊下が南側。当然どっちにしたかて南側に住居ありますから、日当たりがどうのってことには変わりがないんでしょうけども、それとグラウンドが北側にある、そういう構成をされてるのでね。そやから、その辺の整理というのは、どういう具合になるんですかね。僕の知識としては、学校というのは割合とそういう建物が多かったから、構成が多かったからね、そやから僕はそういうもんや思ってずっと何十年間実は感じてきてたんですけども。そやから、その辺のね、こういう図面を引かれた意味というのは、どういう具合に消化されたんですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教室につきましては、今、阿古委員のおっしゃるようなことをもう一回考え直さなきゃならない部分もあるんですけど、最初上がってきたとき、先ほど申しましたように、何回も検討を重ねている中で、教室が一番南側にあったんです。職員室はもうちょっと位置が違って、個人住宅の横に教室を配置してたんです。それで、幼稚園といろいろ議論を重ねる中で、横に住宅があるのにここに教室があって、北側にひっついて教室がある場合は、隣の人が今まで何も言うてはらへんけど、新しく建てるのにちょっとやかましくなったらあかんという話になって、廊下をわざわざこっちに持ってきたという経緯がありますので。これが全部じゃないけど、もちろんそういうことももう一回、プランが1つに確定できれば、もう一回全部が変わるんじゃないですけども、もう一回それも検討し直してもいいんじゃない

いかということ、検討しようというのは、中身が全部ごろっと変わるんじゃないし、そういう細部についてですけども、ということも考えております。

運動場につきましては、今の園舎をそのまま使うということになるので、運動場に何も建てなかったら、好きな方というか、いい方向に持っていきたいんですけども、どうしてもこういう形になってしまうという答弁でしかないから、申しわけないんですけど。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 非常に苦勞されてるのはわかるんですよ。わかるからあれやねけど、例えば考え方として、これ、この土地のスペースありますやん、こういうちょっといびつな形やけども。このスペースの中で、ほんまに何も考えないで真っ白でつくるとしたらどういう図面引かれます。

そやから、それがね。リズム室は残さなあかん。なおかつ、今の建物はそのまま仮校舎建てへんでつくらなあかん。それがものすごく制約の中であって、その制約の中で本来持つておかないといけない機能が失われるんやったら、その制約はちょっと外してもいいん違うかな。1年くらいのことですやんか。ような気がしますね。というのは、これ、幼稚園、ここに建ててですね、また何年使いますのということです。今のを何十年使われるんですからね。そやから、どっちが大切かというのはね、考える必要があるんと違うのかなという気がしますけどね。

非常に苦勞されてるのはわかるんですよ。それで、できるだけやはり無駄なお金は使わないように図面引かなあかんというんで、あれやねんけども、せやけども、これ何十年多分、一回建てたら50年とか100年ね、小学校なんかやったら同じ場所ですつといくわけですから、80周年記念とか100周年記念とかやりますやん。校舎ふえることはあったかて、そんなんつぶして建て直すことはないわけやから、そやからその辺のバランスが大切違うかなという気がしてしょうがないんですよ。

本来、何を優先すべきか、それは確かにリズム室残さなあかん、今の仮設校舎建てないで、建てやなあかん、それは、もつともな話なんやけど、それで本来必要なものが失われるんであれば、それとのバランスの中で、やっぱり消化した図面にしていかなというような、僕は気がするんですよ。

藤井本委員長 はい、部長。

中嶋教育部長 阿古委員がおっしゃっていることはよくわかるんですけども、私どもも園舎の向きというんですか、そういうのも考えておまして、先ほどの2案の方ですけども、南北に建てちゃうんですけども、普通校舎はどちらの校舎を見ましても、東西といいますか、日当たりの関係で東西の建物が多いということで、そういうことも考えて1案の場合ですと、東西ということなんですけれども、遊戯室のすぐ隣の2教室がそういう意味では南北になってしまうということもあるんですけども、建物の向きとしては東西の向きということで、こちらの方がいいだろうということもございます。

それから2案の方ですと、グラウンドと入り口が間に建物といいますか通路ができてしまうことになりまして、入り口を北側に設けるとというのが、園の方に送って来ていただいても、北側から入っていただいた方が、この前の道路に入り口がございまして、人だかりができる

といいますか、そこに人が集まっていたと交通上よくないということもありますので、北側から入っていただきたいということがございますので、こちらの方の入り口から入りますと、どうしても遊戯室と教室との間を土足のまま入ってしまうといいますか、今の新庄幼稚園もそういう状態なんですけれども、グラウンドから中庭に行くのがどうしても靴を一旦脱いで、上がって、中庭へはまた靴を履いてというようなことになりますので、この場合でも、北側の入り口から入ってリズム室の横のところを靴を脱いで、一旦グラウンドへ出てもう一度靴を履き直すというようなことがございます。

やっぱり建物の向きもございまして、そういうメリット、あと北側の入り口と運動場両方とも見ないといけないというようなこともございますので、幼稚園の考え方としては1案の方が、両方見やすいし、そういう靴を脱いでというようなこともなくなるし、建物の向きとしても東西の向きということがあるということで、こちらの方がベターといいますか、これで完璧というわけにはいかないんですけれども、リズム室とも最初からつながった状態の建物にできますし、これがいいんじゃないかなというようなことでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 苦勞されているのは承知で、重々わかっているんです。それであえて言うてるのが、例えば工事の仕方、どのような工事考えておられます。というのは、今、現在の校舎ありますやん。そのスクラップにするタイミング。校舎の建替え、一体やから1つで一遍にやってみようたらええんやけど。例えば東側の校舎だけ建てるとしますよね。それで今、現校舎を壊して移して、ちょっと手狭かもしれないけど移して、今の建ってる校舎をつぶして新校舎を建てる、そういう感覚ですか。それとも最後まで、今現在の校舎を残して新校舎を建てるねんという感覚ですか。

藤井本委員長 課長。

西川教育総務課長 一番最初の時に説明させてもらったんですけども、一応、設計者さんの方にいろいろ聞いて、工事の方も確かめたんですけども、どうしても2回にわたって建てた場合に、継ぎ目のところで、漏れというか、そういういろんな弊害が出やすいというのを聞いておりますので、その辺の部分で一度にという、今のところは考えを持っておりますけども。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 今の時代やからね、そんなに継ぎ目で水漏れしたりとかそんなないし、現実には忍海小学校が、そういう建て方してたように思いますわ。旧校舎とつなぎ合わせてとかしてたからね。そやから、技術的には多分クリアできる話と違うのかなという気がしますんでね。そやから、考察の中に、そういうことも考察していただけたらありがたいなと思います。例えば、東部分だけ先に建ててしまっただけで、それで、今建ってる校舎をスクラップにして、それで使い勝手のいい東西の部分の校舎を建てるとかね、方法としては、いろんな方法があると思いますので、その中でやはり一番利用勝手のいい、将来的に一番喜んでもらえる設計に持っていただきたいなと思います。もうこれぐらいにしておきます。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 1案についてももう少しお聞きしたいと思うんです。まず運動場がいびつな形で使いにくいというお話だったんですけども、この真四角の部分運動場として考えると面積がどれぐらいになるのか。使いにくいというのは、具体的に運動会なんかで想定されているという、一番ね、そういう場合に、どういう意味で使いにくいとおっしゃっているのかということが1つですね。

それから、もう1つは、最初に聞きましたように、住宅側に対してね、声が漏れる、要するに騒音になるという。これは、廊下をこちら側に持ってきたからどうかというのはね、根本的な対策にはなっていないと私は思うんですね。

非常に全体でみたら東西でいいんだ、南側の日当たりのいいのを持っていく。じゃ、逆に言うと音の対策をね、きっちりとれる方法というのは、空調にせえというのは無理かも、ほかのバランスでしんどいかもわからないけど、騒音対策、外側にある既存のフェンスを使うとか、何らかの格好で、防音対策というのを考えないと、何ぼ1案がよかったって、住宅に対して騒音、生活の面で迷惑をかけるということは、これは通らない話になるから、そこはやっぱりもっとしっかり検討してこないといけないんじゃないかなと。この2つ。

藤井本委員長 課長。

西川教育総務課長 運動場の分なんですけれども、真四角にとらない場合、先ほど1,144平方メートルと言わせてもらったのは、いびつなというか、四角にとると955平方メートルと、189平方メートルになります。ただ使いにくいという部分の中では、まだ遊具を配置しておりませんので、その辺の遊具を配置して、必ず遊具というのは要りますので、砂場等が要りますので、それを周りに配置して、なるべく真ん中に近くなるようにという考えは持っております。

騒音対策については、もしこれに決まればまたもう一回検討をさせてもらって、どういう方法があるのかというのは検討課題として、これから検討したいと思います。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 現状の運動場ということで、たしか675平方メートルと、そして354平方メートルですか、そういうことで。そういった意味でいくと真四角部分で955平方メートルですか、まあまあ広くはなるという感じで、遊具の配置とかをこちら側で配置していければ。だから、言っているのは、使いにくいというのが出てるというのは、何で使いにくいのかももう少し詰めて、そのあたりはしっかりいじってもらわないと、四角が使いやすいとは限らないわけですしね。これが、1つです。

それと、もう1つ騒音というか音の問題で言うとね、わざわざ廊下でこうしようということでやっておられるわけですから、ちょっと考え方が後で云々という話はちょっとおかしい。通らない話だと。やっぱり北側に廊下を配置して、日の当たる方向に窓を向けた教室をつくるというのが、だれが考えてもやっぱり、日が当たるのがええのかどうかは別として、いいというお話ですからね。そこらはもうちょっと。

それから、また違う面でもよろしいですか。もう1つ、多目的室のところ空きスペースがありますよね。下側といいますか、東側のところに、多目的室というのがあって、その横のスペース、空きスペース、この辺で例えば先ほど阿古委員との議論の中で、教室をふやすと

というようなことが、もしあった場合、この辺は使っていけるのかどうか。どれぐらいのスペースになっているか。この図面で見ると、教室ぐらいは何とかなるような感じも感ではないんですけど、いかがでしょうか。

藤井本委員長 課長。

西川教育総務課長 具体的にちょっと平米はわかりませんが、もともとのプランは多目的室がこれの倍設計されてたんです。これ倍設計されてるということは、遊戯室が2つあるようなもので、そこまで大きいのは要らないんじゃないかということで、縮小させてもらったスペースがあいたということなんですけども。実際にはいろんな意見を集約する中では、例えば阿古委員のようにもう1教室要るようなことがあれば、これを教室ぐらいの大きさにまで広めて、もし使えるような形にしていってもいいかなという、あれも思うてますねけど。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 要は、スペース的には、教室1つぐらいはつくれるスペースとしてはあるということではないですね。

西川教育総務課長 はい。

藤井本委員長 ほかに。中川委員。

中川委員 ちょっとここを出とった間に話出たかもわかりませんが、1案にしてね、若干広くなりますね。縦、下の部分ですね、縦3つの部屋。この部屋の一番下、教室ですね。多目的室のすぐ右側の部屋。この部屋と先ほど説明のときにあった上の方、中道・諸線沿いの部屋の左側の部屋、この部屋、冬の採光面は問題ないですか。これ隣、多目的室ですよ、廊下挟んで。ということは壁ですよ。上の部屋の教室の横、給食保管庫、トイレ、これ壁ですよ。東からの光は入りますかね。太陽光、自然光が一番小さい子どもにとって、大事じゃないんですか。温室栽培の蛍光灯、水銀灯で育てる野菜よりも自然光の野菜じゃないんですけど、そこがちょっとひかかるんですけど。できてからお日さん当たらんやん。学校の教室でも、冬のお日さんの日光当たる部屋が暖かいです。何ぼ明るくても、蛍光灯では温度は出ませんのでね。その部分クリアされてるのかなと思って。ちょっと、この形がいいとは思うんです。あとは自然光の問題です。

藤井本委員長 はい、教育長。

大西教育長 提案させていただいてますのは、今、運動場、敷地と園舎の位置、これをまず基本に構想として提案させていただいておまして、細部につきましては、課長も言いましたように、今後まだまだ変わってくるだろうというふうに考えております。今ご指摘いただきました3つは確かに東西で採光も季節いいだろうということですけど、今ご指摘いただきましたこの2つ、デメリットの部分でございますので、これが5つ縦に並ぶか、こんなことも検討をまだしなきゃならんだろうというふうに思っています。

それから運動場を更に広くするために、特に西側2つと東側3つのスペースがかなり違いますので、下の方はフリースペースもついてますので、こういうようなものも含めまして、一番いい形はどれか、それから運動場を更に少しでも広くとるために園舎の部分はもう少し設計上、スペースを少なくできるか、そんなことも含めて、今後まだまだ検討の余地はある

うかと思しますので、これができるの基本的な園舎のイメージをしていただくとちょっとまずいかなと思しますので、その辺だけ十分ご理解いただけたらと。まだ、かなりの部分で変わってくる可能性があるということだけご理解いただきたいと思します。

藤井本委員長 ほかに、いいですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 今、教育長からお話あったように、園舎と運動場の位置ということで、この細部については、今後変わりますよと。変わりますよという中には、皆さん方のご意見もいただきたいということがあろうかと思します。本件について、本日の委員会で今の説明を踏まえまして、中身を皆様方でまた精査をいただきまして、そんなに余裕等ございません。5月中にもう一度委員会を開かせていただき、ご意見を伺ってまいりたいと思しますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

藤井本委員長 次に葛城市学校給食センターについてを議題といたします。本件については、前回の委員会よりご報告をいただいた、その後の進捗状況につき理事者側より説明を求めます。中嶋部長。

中嶋教育部長 ただいま委員長からお話がありました学校給食センターでございます。その後の進捗状況ということでございますけれども、先月末でございますけれども、開発公社の方から土地、寺口1666番1のほか2筆の土地につきまして購入いたしまして、給食センターの建設の用地ということで、購入いたしております。ただいまのところは、そちらの方の設計にこれから設計の業者も決めていかないといけないということもございまして、そのためには、どういった給食センターにしようかということで、仕様書の部分が大事になろうかと思しますが、そちらの方の検討をただいま重ねておりまして、最近、給食センターを建設されたようなところをまた視察なり伺いまして、その辺の仕様の方について詰めていきたいというふうに考えております。

設計の業者の選定につきましては、8月上旬、今のところ考えておりますのは、そのぐらいまでに検討して、8月の初めぐらいには設計の業者を決めるような作業に入りたいなというふうに考えております。

以上のようなことでございます。

藤井本委員長 ただ今説明願いました。このことにつき何かご意見、質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでしたら、今後の事業の進展に伴い、その都度本委員会で調査をしてまいりたいと思しますので、よろしく願いいたします。本日の会議はこの程度にとどめたいと思します。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、2案、新庄小学校附属幼稚園の建替え、また学校給食センターについて説明を

願いました。新庄小学校附属幼稚園のこの設計図面について、全員の方からいろんな意見をいただきました。これも敷地の拡張にご努力いただいたので、いろんなパターンが検討できるということになりました。もしそのままでしたら少ないパターンでの検討であっただろうと思いますけども、その辺については私も感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

以上をもちまして委員会を閉会いたしたいと思います。

これをもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後2時58分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

藤 井 本 浩